

ハンセン病家族訴訟判決及び政府の控訴断念・首相談話を受けた会長声明

本年6月28日、熊本地方裁判所は、ハンセン病病歴者の家族561名が国を被告として提起していた国家賠償請求訴訟において、ハンセン病病歴者の家族が、国のハンセン病隔離政策により形成・維持された偏見差別によって、憲法13条が保障する社会内で平穩に生活する権利（人格権）などが侵害されたとして、国家賠償法上の違法性を認め、原告541名の損害賠償請求を認める判決を言い渡した。これに対して政府は、7月9日、控訴断念を決定し、7月12日、家族が強いられた苦痛に対する反省とお詫び、家族を対象とした補償措置を講ずるなどの首相談話を発表した。

国が90年にわたり遂行してきたハンセン病隔離政策は、ハンセン病病歴者とその家族に対して、彼らが一般社会から忌避・排斥されるべき存在であるという偏見差別を形成・維持し、これを強固なものとした。そのため、ハンセン病病歴者とその家族は、人生のあらゆる場面で深刻な偏見差別被害を受け、家族関係が破壊されるなど、人格権や個人の尊厳が冒され、極めて深刻な「人生被害」を受けてきた。宮崎県内にも人知れず苦しんできた方々がおられることは想像に難くない。

本判決は、一部原告の請求が棄却されたほか平成14年以降の国家賠償法上の違法性を認めていないといった限界があるものの、ハンセン病病歴者の家族らも隔離政策の被害者であることを正面から認め、厚生労働大臣・法務大臣・文部科学大臣の違法行為（偏見差別除去義務違反）及び国会議員の違法行為（立法不作為）を認めた点で高く評価できる。

ハンセン病病歴者の家族が、国による憲法違反の隔離政策によって、長年にわたり、社会の中で激しい偏見差別を受け続け、家族関係の形成が阻害されてきたという人権侵害の重大性及び被害回復の必要性からすれば、国の控訴断念、反省謝罪及び補償措置は当然である。今後、国は、ハンセン病病歴者の家族全員を対象とする立法措置等による全員一律救済の実現はもとより、国の責任を踏まえたハンセン病問題の全面解決を図るため、偏見差別除去に向けた施策を早急に実施すべきである。この点首相談話とともに発表された政府声明は本判決の内容を全面的に批判するものであるが、その姿勢が今後のこれらの施策に関する決定に悪影響を及ぼすことがあってはならない。

当会もハンセン病病歴者の家族の偏見差別問題に正面から取り組んでこなかったことを自覚し、ハンセン病病歴者の家族に対する被害回復、偏見差別除去・家族関係回復等の人権救済活動に全力で取り組み、ハンセン病問題の全面解決に向けて、今後も一層の努力をしていくことを改めて決意し、表明するものである。

2019年（令和元年）7月26日

宮崎県弁護士会

会長 黒木 昭 秀

